愛知県山岳連盟個人会員規約

（趣旨）

第１条　この規約は，愛知県山岳連盟（以下，本連盟と称す）の目的に賛同し，本連盟の加盟団体に属さない個人会員（以下，個人会員）に関し，必要な事項を定めるものである。

（登録）

第２条　本連盟の定める個人会員登録制度に則り，個人会員の登録が成立する。

（登録の解消）

第３条　本連盟は，次の場合に理事会の審議を経て，個人会員登録を解消できる。

(1) 個人会員が本連盟に退会する旨を申し出た場合（団体員の退会に相当）。

(2) 本連盟の規約に反する重大な行為が認められた場合（団体員の除名に相当）。

（義務）

第２条　個人会員は次の義務を負う。

(1) 日本山岳協会山岳共済への加入。

(2) 本連盟および上位団体の活動への協力。

（権利）

第３条　個人会員は加盟団体員と同等の権利を有する．ただし，次に示すような加盟団体として行う事項については，対象外とする。

(1) 理事の推薦。

(2) 遭難対策資金口の貸与。

（安全登山の管理）

第４条　個人会員は，安全登山のために次の項目を守る。

(1) 登山計画書の作成。

(2) 家族および本連盟への登山届。

(3) 遭難事故の本連盟への報告。

（競技力向上への寄与）

第５条　個人会員は，スポーツクライミングの発展のため，次の項目を守る。

(1) スポーツ障害保険などへの加入。

(2) スポーツマンシップに則り，競技ルールを厳守すること。

(3) 安全に注意し，健全な態度で練習や競技に参加すること。

附則

この規約は，平成 28 年 4 月 16 日から施行する。

愛知県山岳連盟個人会員登録制度要項

（趣旨）

第１条　この要項は，登山の活性化を目的に，愛知県山岳連盟（以下，本連盟と称す）および上位団体が開催する登山と競技に関する行事について，個人が参加・協力できるようにするため，本連盟の団体員登録制度に準じて個人会員登録制度に必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条　個人会員制登録制度の目的は，次のとおりとする。

(1) 本連盟の会員の減少を抑制すること。

(2) 指導員など各種資格を個人として継続できるようにすること。

(3) 本連盟の企画や運営などへの協力できる会員を維持すること。

(4) 本連盟の会員の増加を促進すること。

（登録対象者）

第３条　個人会員として登録できる者は，次のいずれかに該当する者とする。

(1) 山岳共済保険に加入している本連盟団体登録員で，以下の場合に該当する希望者。

(1.1) 職域クラブに所属していた者が，定年退職を迎えた場合。

(1.2) 所属クラブが活動を休止・停止・解消した場合。

(1.3) 指導員や本連盟役員が所属クラブを退会した場合。

(2) 日本山岳協会選手登録した選手。

(3) 本連盟団体登録会員から推薦された者。

（登録手順）

第４条　個人会員登録を希望する者は，以下の手順によって個人会員に登録することができる。

(1) 常任理事会に個人会員登録を申請する。

(2) 常任理事会および理事会において個人会員登録の承認を得る。

(3) 会員登録名簿に必要事項を記入し，団体員と同じ登録料を添えて，本連盟事務局へ提出する。

(4) 登録者には会員証を発行する。

（登録更新）

第５条　個人会員の登録更新は，団体員と同様に１年ごとで，各年度の初めに行う。

附則

この要項は，平成 28 年 4 月 16 日から施行する。

平成　　年　　月　　日

愛知県山岳連盟会長　殿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ご本人が自書でご記入ください.）

愛知県山岳連盟　個人会員登録申請書

私は，愛知県山岳連盟の個人会員となることを希望しますので，愛知県山岳連盟が定める個人会員規約および個人会員登録制度要項に則り，下記のように申請いたします。

注）この書類は登録手続き以外には使いません．登録後は事務局で管理します.

送付先：〒445-0035　西尾市花蔵寺町宮後 36　椙山気付　愛知県山岳連盟事務局

氏名　（フリガナ）	生年月日

性別	血液型

現住所（郵便番号を先頭にご記入ください）
電話番号
日本山岳共済もしくはスポーツクライミング関係の傷害保健への加入状況
推薦者　所属クラブ・氏名　（愛知県山岳連盟　団体会員登録会員に限る） 注）愛知県山岳連盟個人会員登録制度要項　第３条(3)に該当する場合にご記入ください.